さいたま市放課後みんなのひろば　Ｑ＆Ａ

No.	質問	回答
■利用に関すること		
1	定員はありますか。	定員はありません。 午後５時までは、利用申込をすればどなたでも利用できます。 午後７時までは、就労等の要件を満たしていれば利用することができます。
2	対象となる児童の条件はありますか。	事業実施校に就学する児童、または、事業実施小学校区内に居住し、国立小学校、私立小学校、特別支援学校の小学部に通学する児童が対象となります。 また、午後７時までの利用となるゆったりタイムを利用する場合は、就労等により保護者が午後５時以降に家庭にいない児童が対象となります。
3	放課後みんなのひろばの「ゆったりタイム」の利用要件は何がありますか。	就労、求職活動、就学、出産、病気、障害、看護、介護、災害により午後５時以降、児童の面倒を見ることができない場合に、午後７時まで利用することができます。利用要件の詳細は以下ホームページをご覧ください。 なお、申込時に上記の事由を確認する書類を提出していただきます。 ＜ホームページ＞ https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/013/p099752.html
4	仕事は午後４時３０分までですが、お迎えは午後５時を過ぎてしまいます。「ゆったりタイム」に申し込みをして午後７時まで預かってもらうことはできますか。	通勤時間も含めて午後５時以降、児童の面倒を見ることができない場合は、「ゆったりタイム」を利用することができます。
5	夏休み等の長期休業のみの利用はできますか。	夏休み等の長期休業のみの利用は可能です。前月10日までに必要書類を提出してください。お手続きにつきましては、各運営事業者にお問い合わせください。
6	お迎えは必要ですか。	午後５時まで：帰宅時の安全面を考慮し、原則として保護者等のお迎えをお願いします。 午後５時以降：必ず保護者等のお迎えをお願いします。 ※時間は目安です。日没の時間を考慮し、時期により異なります。
7	児童が自転車で来所・帰宅することはできますか。	児童の安全確保の観点から、自転車による児童のみでの来所・帰宅はできません。学校の通学ルールとの整合や交通事故防止のため、徒歩での来所・帰宅をお願いします。 なお、保護者同伴により自転車で来所・帰宅することは可能ですが、学校施設内に児童用の自転車置場は設けておりませんので、学校施設への駐輪はできません。
8	児童の１人帰りは可能ですか。	児童の安全を考慮し、保護者のお迎えをお願いしております。 通院等の都合によりやむを得ない場合は、個別に運営事業者へお問い合わせください。
9	習い事や放課後等デイサービスの職員がお迎えに行くことは可能ですか。	可能です。その場合は、事前に運営事業者と協議を行ってください。
10	保護者ではなく兄姉のお迎えは可能ですか。	児童の安全確保の観点から、原則として保護者によるお迎えをお願いしております。 なお、祖父母など成人親族によるお迎えは可能です。やむを得ず未成年の兄姉を希望する場合には、運営事業者へご相談ください。

さいたま市放課後みんなのひろば　Ｑ＆Ａ

No.	質問	回答
11	一時帰宅等（中抜け）は可能ですか。	児童の安全確保の観点から、原則として放課後みんなのひろばを降所したあとの再登所（放課後みんなのひろばのあとに通院し、終了後に再登所する等）や授業終了後に一時帰宅してからの放課後みんなのひろばの利用はできません。
12	利用しない日があっても利用できますか。	利用できます。あらかじめ、出欠席等の予定を運営事業者に届け出していただきます。
13	わくわくタイムに登録した場合、残業で午後５時を超えてしまう日は延長して預かってもらえますか。	必ず利用時間内のお迎えをお願いします。不定期でも午後５時を超えることがあらかじめ想定される場合は、利用申請書の特記事項にその旨を記入のうえ、ゆったりタイムでの申込をお願いします。
14	夏休み等長期休暇中の朝の登所は児童のみでも可能ですか。	児童だけの登所は可能で、事前の届け出等も不要です。ただし、新一年生の入学式前の利用期間は、児童の安全のため保護者による送迎をお願いします。
15	年度途中からの利用や退所はできますか。	年度途中からの利用や途中退所は可能です。利用は前月10日まで、退所は前月15日までに必要書類を提出してください。お手続きにつきましては、各運営事業者にお問い合わせください。 ＜例＞ ７月１日から利用　→　６月１０日までに入所手続き ６月３０日まで利用　→　６月１５日までに退所手続き
16	年度途中に利用区分の変更はできますか。	年度の途中から利用区分を変更することは可能です。前月10日までに必要書類を提出してください。お手続きにつきましては、各運営事業者にお問い合わせください。 ＜例＞ ７月１日から区分変更　→　６月１０日までに変更手続き
■利用料金に関すること		
17	利用料金の中に保険料は含まれていますか。	含まれています。
18	月に数回の利用でも料金を支払うのですか。	利用頻度に関わらず、利用登録中は月額料金をお支払いいただく必要があります。
■申込みに関すること		
19	受付期間までに利用申込書以外の提出書類の準備ができない場合はどうしたらよいですか。	各運営事業者へお問い合わせください。
20	利用申込は各区の支援課で行えますか。	利用申込は、各運営事業者に直接お申込みいただきます。各区支援課では受け付けておりません。
21	放課後みんなのひろばと民設放課後児童クラブの両方に申込みしてもいいですか。	放課後みんなのひろばは、定員を設けないことから、申込みいただいた方は利用することができます。 民設放課後児童クラブにも申込みいただくことは可能ですが、民設放課後児童クラブと放課後みんなのひろばの両方を利用することはできませんので、放課後みんなのひろばを利用する場合は、民設放課後児童クラブに申込みの取り下げをしてください。

さいたま市放課後みんなのひろば　Ｑ＆Ａ

No.	質問	回答
22	今後さいたま市に転入予定です。申込み手続きについて教えてください。	通常の申込み手続きに加えて、以下のとおり対応をお願いします。 ＜利用申込書の記入方法＞ ・申込者住所…申込み時点の住所（転入前の住所）を記入 ・特記事項…『令和〇年〇月「新住所」に転入予定、〇〇小学校へ入学（または転校）手続き済』と記入 ＜追加提出書類＞ ・賃貸借契約書や不動産売買契約書等の新住所が確認できる書類を提出
23	ゆったりタイムを利用する場合に提出が必要となる「保護者の就労証明書等」は保護者の人数分提出する必要がありますか。	保護者の人数分提出をお願いします。（例：保護者が両親であれば両親分、保護者が祖父母であれば祖父母分） ひとり親の場合には、「保護者の就労証明書等」１枚と「ひとり親であることを証明するもの」１枚の提出をお願いします。
24	受付期間終了後に、さいたま市に急に転入することになりました。４月から利用したいのですが、申込みは受け付けてもらえますか。	各運営事業者へお問い合わせください。
■活動に関すること		
25	放課後みんなのひろばはどのくらいの人数の職員が配置されますか。	利用児童数に応じて職員を配置します。 具体的には、わくわくタイムを利用する児童については、児童20人につき職員１名以上を配置します。 ゆったりタイムを利用する児童については、支援の単位（40人以下）ごとに以下のとおり配置します。また、障害等の配慮を要する児童については、児童数に応じてさらに職員を配置します。 ・児童１人以上19人以下…職員２人以上 ・児童20人以上35人以下…職員３人以上 ・児童36人以上40人以下…職員４人以上 ＜例＞ わくわくタイム：利用児童数30人⇒職員配置数２人 ゆったりタイム：利用児童数80人⇒利用児童数40人×２支援の単位⇒４人×２支援の単位＝８人
26	どのような方法で全ての児童を受入れるのですか。	学校内にある放課後みんなのひろば専用室に加えて、放課後に学校が使用しない特別教室等（兼用室）を活用することで、利用児童数に応じた必要な面積を確保します。また、職員についても、利用児童数に応じて必要な人数を配置します。
27	子どもたちはどのように過ごしますか。	室内では、宿題や自由遊び、読書、そして、工作などの体験活動をして過ごします。 また、明るい時間帯は使用が可能であれば校庭を使った外遊びをして過ごします。午後７時までの利用となるゆったりタイムを利用する場合は、おやつの提供もあります。

さいたま市放課後みんなのひろば　Ｑ＆Ａ

No.	質問	回答
■その他		
28	公設放課後児童クラブに申し込みすることはできますか。	事業実施校の公設放課後児童クラブは廃止となりますが、隣接する学区の公設放課後児童クラブに申込みいただくことは可能です。 ただし、放課後みんなのひろばと公設放課後児童クラブの利用を併用することはできません。公設放課後児童クラブの申込みをしたあとに、放課後みんなのひろばを利用することが決定した場合は、公設放課後児童クラブの申込みの取り下げをしてください。
29	放課後チャレンジスクールを併用することはできますか。	併用ができます。放課後チャレンジスクールはこれまでどおり実施します。 放課後チャレンジスクールの利用につきましては、こちらをご覧ください。 ＜チャレンジスクールホームページ＞ https://www.city.saitama.jp/003/002/005/p008423.html
30	放課後等デイサービスや市が委託していない民間学童との併用は可能ですか。	放課後等デイサービスや市が委託していない民間学童と併用して利用することは可能です。
31	放課後児童クラブを利用する場合には、施設を週３日以上利用する必要があることが要件となっていますが、放課後みんなのひろばでも同じですか。	「わくわくタイム」を利用する場合は、保護者の就労等の要件や利用頻度に関わらず、利用する全ての児童が利用することができます。 「ゆったりタイム」を利用する場合は、保護者が就労等の理由により午後５時以降に児童の面倒をみることができない日が１日以上ある場合に利用することができます。